

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長、長野市教育委員長及び長野市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年6月22日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	荘	史
同	塩	入		学

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体等監査 (21 監査第 82 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>監査対象 長野市戸隠そば博物館・長野市鏡池園地総合案内施設・長野市戸隠展望苑休憩施設</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 利用料金に関すること (報告書 7 ページ)</p> <p>(1) 利用料金の減免に関する適正な徴収を求めるもの 利用料金の減免について、所管部局においては指定管理者からの協議、承認の手続きを実施していないにもかかわらず、戸隠そば博物館では、そば打ち体験、展示室入室料において様々な減免が実施されていた。 条例、基本協定書を遵守するとともに、減免に際しては、所管部局と十分協議をし、施設の公平な利用ができるよう適正な利用料金の徴収に改善されたい。 (指定管理者)</p> <p>(2) 利用料金の適正な徴収を求めるもの そば博物館の入場料は、入り口に料金箱 (模擬賽銭箱) を設置し、利用者からの自己申告により利用料金を徴収していた。 公の施設における利用料金であることを認識し、条例に基づく適正な利用料金の徴収に改善されたい。 (指定管理者)</p> <p>2 管理経費に関すること (報告書 7 ページ)</p> <p>(1) 適切な管理経費の支出を求めるもの 指定管理者から提出された総勘定元帳から、一部に公の施設の管理経費としては、望ましくない経費が散見された。 また、管理運営に係る必要な経費を適正に計上しなければ、市への納付額を適切に算出できないこととなる。 指定管理者は、公の施設の管理経費を適切に支出するよう改善されたい。 (指定管理者)</p>	<p>利用料金の減免については、施設の管理運営上、利用料金の割引を行う必要がある場合は、指定管理者からの協議により、適正と認められるものについて市が承認するよう平成 22 年度当初より改善を図った。 承認した割引の内容は以下のとおり。 ・子育て支援割引(ながの子育て家族優待パスポートを提示した場合の戸隠そば博物館入館料の免除) (商工振興課、指定管理者)</p> <p>そば博物館の利用料金の徴収方法については、指定管理者との協議の上、平成 22 年度当初より料金箱を撤去し、レジのカウンターで徴収しレシートを発行するよう改善した。 ジャーナル(日計表)で入館数と収入の適正な管理を可能にした。また、入館者には、しおり (入場券の代わりになるもの) を渡すよう改善した。 (商工振興課、指定管理者)</p> <p>指摘された経費について、指定管理者との協議・指導の上、公の施設の管理経費として、今後は計上しないこととした。 (商工振興課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体等監査 (21 監査第 82 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 事業報告書に関すること (報告書 7 ページ)</p> <p>(1) 適切な利用実績の算出を求めるもの 施設の利用者の算出方法を確認したところ、そば打ち体験では「売上総額÷1,000 円」、展示室では「売上総額÷200 円」であった。 いずれも、売上総額を条例上の一般(大人)の利用料金単価で割り返した算出方法であるが、売上高の監査結果から、それぞれの利用料金は、必ずしも条例上の単価ではなく、様々な都合で割引・減免がなされていた。 このため、従来 of 算出方法では、実際の利用実態を把握したことにはならず、施設の管理・運営の観点からも重要な要素となる利用実態を適切に把握するよう算出方法等を改善されたい。 (商工振興課)</p> <p>(2) 委任業務の実施内容の確認を求めるもの 「長野市戸隠展望苑休憩施設の設置及び管理に関する条例」によると、指定管理者の業務として、戸隠高原の観光案内等に関する業務などを規定しており、休館日を水曜日及び12月1日から翌年の4月4日まで、開館時間を午前9時から午後4時30分までとしている。 しかし、所管部局把握の月報における開館日と今回の監査に当たり指定管理者から提出された開館日を比較したところ、開館日の実績は相違しており、条例とも異なっていた。 このことから、所管部局においては、戸隠展望苑休憩施設の業務状況を把握していないことになる。 所管部局においては、公の施設の設置目的に沿った業務がなされているか確認するとともに、指定管理者においては、休館日等を所管部局と協議し、実施状況を適切に報告するよう努められたい。 (観光課、指定管理者)</p>	<p>そば打ち体験利用実績の把握については、平成 22 年度からそば打ち申込台帳を備え、利用申込み時に記入して管理するよう改め、台帳とレジのジャーナル(日計表)を突合することにより、利用料金と利用実態を適正に把握できるよう改善した。 また、そば博物館の入館者数については、従来の徴収方法から、レジでのレシート等発行に改めるとともに、レジスターに入館料の大人と子どもの区分キーを設定し、ジャーナル(日計表)上での正確な人数と利用実態の把握ができるよう改善した。 (商工振興課)</p> <p>平成 21 年度公の施設の指定管理者監査の結果を平成 22 年 3 月に指定管理者に提示の上、観光課・指定管理者双方合意のもとで、平成 22 年度から条例どおりの開館日で業務を遂行するよう適正な管理を行うこととした。 今後、月次報告の他に定期的に日誌等の書類の提出を求めるとともに、現地調査の頻度を増やし、適正な管理が行われているかどうか、モニタリングの強化に努める。 (観光課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体等監査 (21 監査第 82 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 管理状況等に関すること (報告書 8 ページ)</p> <p>(1) 適切な点検・報告を求めるもの</p> <p>そば博物館隣接の展望苑の管理については、業務報告書等によると、目視による点検報告がなされていたが、現地を实地確認したところ、展望苑のあずまやの屋根の一部が朽ちていることが確認された。</p> <p>また、不特定多数の子供が利用する大型すべり台は、指定管理者が目視による外観点検を実施しているのみであった。</p> <p>所管部局は、管理責任があることを自覚し、自らも現地を確認するなど、施設の管理状況に一層注意するとともに、大型すべり台では、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に準ずる点検を実施するなどし、指定管理者からは、適時、適切な報告がなされるよう改善されたい。</p> <p>(商工振興課、指定管理者)</p>	<p>月ごとのモニタリング以外に、市の担当職員が年複数回 (四半期ごと、夏休みシーズン前等)、業務報告書等に基づき、管理状況の現地調査を行う。</p> <p>指定管理者においては、滑り台の安全点検は、遊具点検のできる有資格業者に依頼し、年 1 回の定期点検を実施すると共に、自主点検は、有資格業者の指導のもとに、点検マニュアルを平成 22 年 6 月末に完成させ、月 1 回 (7 月から) 実施するよう改善した。</p> <p>また、遊具の安全点検には担当課も立ち会うよう改善した。</p> <p>(商工振興課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体監査（監査第 82 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>監査対象 長野市戸隠体験農園</p> <p>（指摘事項）</p> <p>1 指定管理料の支出に関すること （報告書15ページ）</p> <p>(1) 適切な指定管理料の支出を求めるもの 基本協定書に基づき、市が契約している戸隠市民農園の土地所有者に対し、市が賃借料を支払い、同額が指定管理者から市へ納入されていた。</p> <p>併せて、市は指定管理料を賃借料を含む額で支出していた。</p> <p>また、指定管理者の経理関係書類によると、年度当初において、職員の人件費の支払いに資金が不足するため、別会計（商工振興課所管 そば博物館）が立替を行っていた。</p> <p>なお、所管部局における指定管理料の支払いは、基本協定書により年4回払いとし、各期の最初の月の10日までに請求を行うとされているが、実際は7月中旬に1回目の支払いがなされていた。</p> <p>このことから、所管部局では、指定管理料が適切に支出されるよう改善されたい。 （農政課）</p> <p>2 事業報告書に関すること （報告書15ページ）</p> <p>(1) 適正な事業報告を求めるもの 基本協定書によると、毎年度終了後30日以内に指定管理者は、所管部局へ委任業務の実施状況、戸隠市民農園の利用状況等を報告しなければならないと規定されている。</p> <p>指定管理者から提出された事業報告書によると、年間の利用区画数は89区画と報告されていたが、監査に当たり提出された資料によると、利用者57人、利用区画96区画であり、総勘定元帳等とも整合がとれていた。</p> <p>施設の利用状況を確認する上でも、またモニタリング評価においても重要な指標となる利用区画数について、所管部局は、適切な事業報告を提出するよう指定管理者へ指導するとともに、委任業務の実施状況等の詳細を的確に把握するよう改善されたい。 （農政課、指定管理者）</p>	<p>適切な指定管理料の支出を求めるものについては、平成22年度は、年度協定で管理経費の額を変更し、土地賃借料相当分は指定管理料に含めないこととした。また、指定管理者からも市へ土地賃借料相当分の納入を求めないこととした。このことに伴い、管理経費の支払いについては、管理経費全額を指定管理者の請求に基づき一括で支払うこととした。</p> <p>また、指摘の指定管理料の支払い時期については、指定管理者の請求書の提出の遅滞が原因であったため、指定管理者に請求書の提出時期を厳守するよう指導するとともに、今後の指導に当たっては、電話とともに文書で通知することとした。 （農政課）</p> <p>適正な事業報告を求めるものについては、平成22年2月に、指定管理者に事業報告書を適切に提出するよう指導した。今後は基本協定書や仕様書に基づく委任業務の実施状況の詳細を的確に把握するため、四半期ごとに、照会と回答を文書で行うよう改善していく。 （農政課、指定管理者）</p>

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体監査（監査第 82 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>3 管理状況等の報告に関すること （報告書15ページ）</p> <p>(1) 管理棟の適切な鍵の管理を求めるもの 基本協定書によると、管理棟の鍵は所管部局が複製を作成の上、指定管理者が利用者に対し渡すことができる旨規定している。しかしながら、現状での鍵の貸与者を確認できる使用簿等は作成されていなく、また、鍵の在庫等の確認もされていなかった。戸隠市民農園の利用者にとって、管理棟は休憩場所等として重要な役割を持つため、防犯上及び利用継続のためにも、鍵の管理は慎重にし、所在等が確認できるように徹底されたい。 （農政課、指定管理者）</p> <p>（報告書16ページ）</p> <p>(2) 仕様書による適切な報告を求めるもの 「長野市戸隠体験市民農園の管理運営業務仕様書」によれば、利用者の募集等に際し、確定した利用者の名簿を速やかに市へ提出する旨規定している。しかしながら、所管部局においては、利用者の名簿等を確認していなかった。併せて、施設・設備等の維持のため、指定管理者は巡回結果を記録し、必要に応じて市へ報告しなければならない旨、仕様書に規定されているが、一部の区画において、鳥獣被害により利用が制限されつつあることなどは、報告がなされていなかった。このことから、所管部局では、仕様書に基づく管理状況等について指定管理者から速やかに報告を受けるとともに、指定管理者においては、管理状況等の記録を整備し、適時、適切に報告されたい。 （農政課、指定管理者）</p>	<p>管理棟の適切な鍵の管理を求めるものについては、鍵の貸与者を確認できる使用簿を監査後速やかに作成した。また、鍵の在庫の確認もなされている。 平成 22 年度の利用者が確定後、鍵の貸与者の使用簿の提出を求める。 （農政課、指定管理者）</p> <p>仕様書による適切な報告を求めるものについては、利用者の名簿は監査後指定管理者から提出を受け、確認している。今後も利用者に変動があった場合、速やかに市へ提出するよう指導した。 平成 22 年度も利用者の確定後、速やかに市に利用者名簿を提出するよう指導した。 また、指定管理者においては巡回記録の整備をした。巡回の結果、施設及び設備の維持管理に関する市への報告を要する事項がある場合には適時適切に報告を行うよう指導した。 （農政課、指定管理者）</p>

措置の通知書

平成 21 年度 財政援助団体監査（監査第 82 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 その他収入事務に関すること (報告書16ページ)</p> <p>(1) 領収書の適正な発行を求めるもの 利用料金のうち、一部が現金により収納されていた。このため、領収書等の発行を確認したところ、指定管理者において領収書の写しが保管されていないため提出がなされなかった。 現金の収受を明確にするためにも、領収書等の整備を徹底されたい。 (指定管理者)</p>	<p>領収書の適正な発行を求めるものについては、指定管理者監査により改善を求められた事項であることを説明し、領収書の整備を徹底するよう、指導した。 (農政課、指定管理者)</p>